

記入例① 記入者本人（職員）の所得の見積額が 900 万円以下、配偶者の所得の見積額が 48 万円以下の場合

令和 6 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

職員番号：

所属：

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	松江市病院事業管理者 病院長 入江 隆	(フリガナ) あなたの氏名	マツエ タロウ
松江税務署	給与の支払者の法人番号	3 0 0 0 0 2 0 3 2 2 0 1 6		松江 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）	鳥根県松江市乃白町3 2 番地 1	あなたの住所又は居所	鳥根県松江市末次町 1

～記載に当たってのご注意～

①全員記入してください

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	6,700,000 円	4,930,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		4,930,000 円

○ 控除額の計算

判定	☒ 900 万円以下 (A)	48 万円	定額減税対象
	☐ 900 万円超 950 万円以下 (B)		
	☐ 950 万円超 1,000 万円以下 (C)		
	☐ 1,000 万円超 1,805 万円以下 (D)		
	☐ 1,805 万円超 2,400 万円以下		
定	☐ 2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	
	☐ 2,450 万円超 2,500 万円以下		
	☐ 2,500 万円超		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		4,930,000 円	
判定		区分Ⅰ A (左のA～Dを記載)	
基礎控除の額		485 円	
本人定額減税対象		☒	

◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		0 円

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者
マツエ ハナコ	あなたと配偶者異なる場合の氏名
松江 花子	

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		0 円

○ 控除額の計算

判定	☒ 48 万円以下かつ年齢70歳未満 (②)	配偶者控除	定額減税対象
	☐ 48 万円超95 万円以下 (③)		
	☐ 95 万円超133 万円以下 (④)		
	☐ 133 万円超160 万円以下 (⑤)		
	☐ 160 万円超		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		0 円	
判定		区分Ⅱ ② (上の①～④を記載)	
配偶者控除の額		385 円	
配偶者定額減税対象		☒	

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

③給与収入が 850 万円を超える方で、要件を満たす方のみ記入してください

※詳細は「【記入説明】基礎控除 兼 配偶者控除 兼 定額減税 兼 所得金額調整控除 2024」をご覧ください

基・配・所

②該当者のみ記入してください

①基礎控除申告書について

- ・収入金額の欄に、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった、記入者本人（職員）の令和 6 年中の「収入」金額を記入します。
- ・所得金額の欄に、申告書裏面 4(1)【給与所得の金額の計算方法】を参考に計算した「所得」金額を記入します。
- ・計算した合計所得金額をもとに、判定欄の該当区分に✓を入れます。
- ・区分Ⅰの欄に判定結果（A～D のいずれか）を記入し、判定結果に対応する基礎控除の額を記入します。
- ・区分Ⅰの判定結果が A～D のいずれかに該当する場合は本人定額減税対象欄にチェックを付けます。

②配偶者控除等申告書 兼 定額減税のための申告書について

- ・配偶者の収入金額、所得金額をそれぞれ記入します。収入がない場合も、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」の欄に「0」と記入します。
- ・計算した合計額および配偶者の生年月日をもとに、判定欄の該当区分に✓を入れます。
- ・区分Ⅱの欄に判定結果（①～④のいずれか）を記入します。
- ・控除額の計算の表で、区分Ⅰと区分Ⅱが交わったところが控除額となります。
- ・区分Ⅱの判定が①または②の場合…「配偶者控除の額」の欄に記入
- ・区分Ⅱの判定が③または④の場合…「配偶者特別控除の額」の欄に記入
- ・区分Ⅰの判定が A～D のいずれかであり、かつ、区分Ⅱの判定が①または②である場合は、配偶者定額減税対象にチェックを付けます。

③所得金額調整控除申告書について

- ・該当する要件に✓を入れます。（複数該当する場合いずれか 1 つの項目にチェック）
- ・✓を入れた扶養親族等の名前・生年月日・続柄・所得を記入します。
- ・特別障害者に該当する場合は、「★特別障害者」の欄に障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの特別障害に該当する事実を記入します。
- （例）身体障害者手帳 2 級 平成 27 年 1 月 31 日交付
- ※特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一であれば、「扶養控除等申告書のとおり」に✓を入れてください

○配偶者欄の個人番号は直接記入せず、別途「マイナンバー提供書」を提出してください。

○給与所得と年金所得がある方は、所得の計算の際、注意が必要です。
（給与所得控除後の金額＋公的年金等の所得控除後の金額－10 万円）
※申告書裏面の【所得金額調整控除の額の計算方法】の②をご覧ください。

①基礎控除申告書について

②配偶者控除等申告書 兼 定額減税のための申告書について

③所得金額調整控除申告書について

①全員記入してください

②給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆

○「控除額の計算」の表の「区分」欄については、「基礎控除申告書」の「区分」欄を参照してください。
 ○「基礎控除申告書」の「区分」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」適用を受ける場合があります。
 ○「基礎控除申告書」の「区分」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配 偶 者 の 氏 名	配 偶 者			
	*	*	*	*
マツエ ハナコ	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			
松江 花子	非居住者である配偶者			
生計を一にする事実				

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,480,000	930,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額	/	/
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1) と (2) の合計額)		* 930,000 円

判定

☐ 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和30.1.1以前生)	(1)	配偶者特別控除対象
《老人控除対象配偶者に該当》		
☐ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(2)	
☒ 48万円超95万円以下	(3)	
☐ 95万円超133万円以下	(4)	

区分Ⅱ **③** (上の①～④を記載)

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ							
		①	②	③	④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」*(印の金額))				
		95万円超	105万円超	115万円超	125万円超	135万円超	145万円超	155万円超	165万円超
区 分 I	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円
摘要 配偶者控除						配偶者特別控除			

配偶者控除の額

配偶者特別控除の額 **385 円**

配偶者控除の額は、配偶者特別控除の額とは異なります。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額	所得金額
(1)	給与所得	6,700,000 円	4,930,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額			4,930,000 円

○ 控除額の計算

判定	控除額	定額減税対象
判定	☒ 900 万円以下 (A)	48 万円
	☐ 900 万円超 950 万円以下 (B)	
	☐ 950 万円超 1,000 万円以下 (C)	
	☐ 1,000 万円超 1,805 万円以下 (D)	
	☐ 1,805 万円超 2,400 万円以下	48 万円
	☐ 2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
	☐ 2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円

区分Ⅰ

A

(左のA～Dを記載)

基礎控除の額	48 万円
本人定額減税対象	

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

③給与収入が 850 万円を超える方で、要件を満たす方のみ記入してください
※詳細は「【記入説明】基礎控除 兼 配偶者控除 兼 定額減税 兼 所得金額調整控除 2024」をご覧ください

○配偶者欄の個人番号は直接記入せず、別途「マイナンバー提供書」を提出してください。

○給与所得と年金所得がある方は、所得の計算の際、注意が必要です。
(給与所得控除後の金額＋公的年金等の所得控除後の金額－10万円)
 ※申告書裏面の【所得金額調整控除の額の計算方法】の②をご覧ください。